

住居確保給付金の利用を検討されている皆様へ

住居確保給付金は、離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当額(上限あり)を支給する制度です。

相談・申請窓口は「生活・仕事・自立相談窓口 しえん」です。(生活資金の貸付の窓口は社会福祉協議会となります。)

申請に必要な書類及び申請手順は下記のとおりです。

書類一式 一例

- ① 住居確保給付金のしおり
- ② 住居確保給付金要件確認シート
- ③ 住居確保給付金 必要書類チェック表
- ④ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式 1-1)
- ⑤ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(記入例)
- ⑥ 住居確保給付金申請時確認書(様式 1-1A)
- ⑦ 入居住宅に関する状況通知書(様式 2-2)
- ⑧ 入居住宅に関する状況通知書(記入例)
- ⑨ 住居確保給付金支給に係る「入居住宅に関する状況通知書」ご記入のお願い
- ⑩ 離職状況等に関する申立書
- ⑪ 就業機会の減少に関する申立書
- ⑫ 収入に関する申立書
- ⑬ 住居確保給付金に係る収支状況表(個人事業主用)

【問い合わせ先】

生活・仕事・自立相談窓口 しえん 電話:047-456-8141

(裏面に続く)

申請までの流れ

- 1 住居確保給付金のしおり(書類①)をお読みいただき、記載されている事項についてご了解ください。
- 2 住居確保給付金要件確認シート(書類②)の項目が、該当するかご確認ください。
※ 該当しない項目がある場合は支給の対象とはならない可能性があります。
- 3 住居確保給付金 必要書類チェック表(書類③)に記載されている必要書類を揃えてください。
※ 添付していただく添付書類はコピーで構いません。
※ 用意ができない書類がある場合、お問い合わせください。
- 4 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(書類④)及び住居確保給付金申請時確認書(申請⑥)の内容を確認のうえ、記入してください。
- 5 入居住宅に関する状況通知書(書類⑦)の表面を不動産会社や家主などに記入してもらってください。記入を依頼する際は、記入例(書類⑧)及び入居住宅に関する状況通知書ご記入のお願い(書類⑨)もあわせて渡すようにしてください。裏面は申請者の方が記入してください。(同書類は後日提出でも構いません。)
- 6 再度、住居確保給付金 必要書類チェック表(書類③)の書類が揃っていることを確認し、提出してください。

(重要1)

申請書が、「しえん」に提出された日が申請日となります。(郵送の場合は、消印日を申請日とします。)支給は申請日の属する月の支払い分からとなりますので、月末に申請予定の方は十分に気をつけてください。

※ 月末で必要書類が揃わない場合は申請書のみ先に提出・郵送してもかまいません。

(重要2)

書類に不備等があった場合や追加書類が必要となる場合は連絡をさせていただきます。応答がなく、留守番電話にもならなかった場合、「しえん」電話:047-456-8141 の番号で着信履歴が残りますので、ご承知ください。申請書類が全て揃ってから1か月を目安に支給の可否について通知いたします。